

半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護を必要とする高齢者が住み慣れた日常生活圏域において引き続き生活できるための公的介護施設等の整備に対し交付する補助金の交付手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村交付金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成29年1月12日厚生労働省発老0112第2号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国要綱」という。）に規定する交付金又は愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月14日高福第694号愛知県健康福祉部長通知。以下「県要綱」という。）に基づき愛知県が市町村に対して交付する補助金をいう。
- (2) 市整備計画 国要綱の規定に基づき市が作成する先進的事業整備計画及び介護ロボット導入計画であって、市町村交付金について国の採択を受けた計画又は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき作成する半田市介護保険事業計画における地域密着型サービス等の整備計画をいう。
- (3) 補助対象施設等 市町村交付金の交付の対象となる事業に係る施設等であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 小規模特別養護老人ホーム
 - イ 小規模介護老人保健施設
 - ウ 小規模養護老人ホーム
 - エ 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）
 - オ 認知症高齢者グループホーム
 - カ 小規模多機能型居宅介護事業所
 - キ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - ク 看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）
 - ケ 認知症対応型デイサービスセンター

- コ 介護予防拠点
- サ 地域包括支援センター
- シ その他

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、民間事業者が行う、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市整備計画に掲げる補助対象施設等の整備事業のうち、市が認めるもの
 - (2) 県要綱第3条に規定する事業のうち、市が認めるもの
- 2 前項の規定に関わらず、国要綱第4項及び県要綱第5条に掲げる費用は補助の対象としないものとする。
- 3 補助事業のうち補助の対象となる経費は、国要綱第5項に定める「対象経費」及び県要綱別表1から別表7中「対象経費」に掲げる経費とする。

(事前協議)

第4条 新たに公的介護施設等を整備しようとする者で、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事業計画が示された協議書に次の書類を添えて市長に提出し、協議をしなければならない。

- (1) 収支計画書
- (2) 施設の規模及び設備の内容
- (3) 事業費見積書（工事見積書）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書（様式第1）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業費算出内訳書
- (3) 収支予算書
- (4) 設計図書
- (5) その他補助金額の算定に必要な書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定の内容及び付した条件を速やかに半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（補助金の額及び交付先）

第7条 補助金の額は、国及び愛知県が補助事業ごとに市町村交付金として決定した額とする。

2 市長は、補助金の交付先となる民間事業者を決定したときは、当該民間事業者及び補助金の額を半田市介護保険運営協議会に報告するものとする。

（事業着手報告及び実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に着手したときは、速やかに市長に着手届（様式第3）を提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに半田市地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書（様式第4）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 事業費精算書

(3) 収支決算書（見込書）

(4) 整備事業の完了写真

(5) その他事業の完了及び事業費の確定を確認するために必要な書類

（補助金の交付）

第9条 補助事業者が、補助金を請求しようとするときは、請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 補助金は、補助事業が完了した後に交付する。ただし、市長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

（検査等）

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証

拠書類を整理し、これを事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(運営事業報告等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた公的介護施設等で運営する事業（以下「運営事業」という。）について、補助金の交付を受けた年度から5年間、半田市地域介護・福祉空間整備等補助金運営事業報告書（様式第6）及び次に掲げる書類を作成しなければならない。

(1) 利用実績等が確認できる書類

(2) 運営事業収支決算書

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し前項の規定に基づき作成した書類を提出させ、運営状況を確認することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 市長は、第1項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この要綱及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載をし、又は補助金の交付手続きに関して不正があったとき。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行し、平成27年10月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成27年10月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月2日から施行し、平成29年1月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する（県要綱第3条第6号ウに掲げる事業については、令和2年4月30日から適用する）。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

半田市長 様

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

年度半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書

半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

補助金申請額

円

添付書類

1. 事業計画書
2. 事業費算出内訳書
3. 収支予算書
4. 設計図書
5. その他補助金額の算定に必要な書類

様式第2（第6条関係）

年 月 日

様

半田市長

年度半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金については、半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定します。

なお、半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第12条に該当する仕入控除税額がある場合は、市長は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることができます。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助条件等

様式第3（第8条関係）

年 月 日

半田市長 様

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

着 手 届 出 書

半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱に基づく着手届出書を下記のとおり提出します。

記

1. 事 業 名

2. 事 業 場 所

3. 整備開始年月日

年 月 日

様式第4（第8条関係）

年 月 日

半田市長 様

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

年度半田市地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書

半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱に基づく実績報告書を下記のとおり提出します。

記

添付書類

1. 事業実績報告書
2. 事業費精算書
3. 収支決算書
4. 整備事業の完了写真
5. その他事業の完了及び事業費の確定を確認するために必要な書類

様式第5（第9条関係）

年 月 日

半田市長 様

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

請 求 書

半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱に基づく請求書を下記のとおり提出
します。

記

金

円

1. 事 業 名

2. 事 業 場 所

3. 事業完了年月日 年 月 日

様式第6（第11条関係）

年 月 日

半田市長 様

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

半田市地域介護・福祉空間整備等補助金運営事業報告書

半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱に基づく運営事業の状況について、下記のとおり報告します。

記

添付書類

1. 利用実績等が確認できる書類
2. 運営事業収支決算書

様式第7（第12条関係）

年 月 日

半田市長 様

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けにより交付決定があった 年度半田市地域介護・福祉空間整備等補助金について、半田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条（昭和30年度法律第179号）に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要市費補助金等返還相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（上記2の金額の積算の内訳等）を添付すること。